

令和4年12月23日

「田辺圏域医療と介護の連携を進める会」
第72回（通算第151回）定例会 会議録

- ◆日時：令和4年12月20日（火） PM7：10～8：20
◆場所：田辺市民総合センター 1F 機能訓練室
◆出席者：22名 + オンライン 2名

別紙のとおり

1. 「田辺圏域医療と介護の連携を進める会」定例会について

【19：10～20：20】

19：10～

開 会

19：10～19：15

情報提供

- ・まごころサポート
- ・権利擁護センターたなべからのお知らせ

19：15～20：00

研 修

「65歳問題」

～障害福祉サービスと介護保険サービスについて再確認する～

講師：田辺市障害福祉室

栗山 崇氏

加藤 光幸氏

20：00～20：20

質疑応答

（意見交換なし）

20：20

閉 会

【講義内容】

- ・障害福祉に関する制度の移行や相談支援の充実、対象者の増加などにより、障害福祉費が増大している。にもかかわらず職員体制がほとんど変化がないので苦慮している
- ・西牟婁圏域の相談支援体制
 - 重層的な相談支援体制として、第1～3層体制。各々の機関は、業務の線を引いているわけではなく、それぞれの階層でお互いに持ちつ持たれつ風通しのよい状況で業務していけるよう意識しているとのこと。
 - ＜第3層：にしむろ＞：相談支援の中核的な役割を担う機関で、事業所を指導的な立場で支援をするところ。また、地域全体のスキルアップを目指す機関
 - ＜第2層：にじのわ＞：障害のある方や家族が安心して生活を送れるように日常生活や社会生活などのさまざまな相談に対応している。障害の有無にかかわらず、どこに相談したらいいのかわからない人が、まず相談するところ。ファーストステップのイメージ
 - ＜第1層：指定相談支援事業所＞：相談内容に応じて、福祉サービスの利用調整などのサポートを行う機関
- ・どこに相談していいのかわからないときは、にじのわ・にしむろ・障害福祉室、どこでも活用してください。必要に応じて、きちんとつないで対応する
- ・障害福祉サービスを利用していた人が、65歳になるときは、だいたい65歳到達の2か月前ぐらいから準備をスタートする。
 - 作業所だけを利用している人は、ひきつづき利用できる所以移行の話はあまりしない
障害者施設に入所している人も除外
ヘルパーサービスを利用している人が以降することが多い
- ・だいたい誕生日前後で認定ができるので、その時点で相談支援専門員と介護支援専門員とが今後について調整をする。時々障害特有の支援などで介護保険が使えず、移行後どうするかを相談することがある
- ・高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減措置
 - 障害福祉サービスを利用してきた方が65歳に到達したというだけで利用者負担が増加してしまうという事態を解消するため、利用者負担を軽減する制度。現在8名が対象。
介護予防サービスが含まれない。たまに65歳まで利用していて、要支援になり軽減措置が使えなかった人が、要介護になり、対象になることがある。
手続きは年に1回。障害福祉室から対象者に通知されるので、必要に応じて支援をしてあげてほしい
- ・相談支援専門員から介護支援専門員に制度上は相談支援先が変更になっても、今までの経過をしている相談支援専門員が必要に応じてサポートしてくれるので、相談しながらすすめていきましょう。

【意見交換】

なし

※定例会開催にあたっての感染症対策

- ・体調確認と必要に応じて非接触型温度計による体温測定
- ・手指消毒・換気
- ・マスク着用
- ・ZOOMを活用したオンライン研修

【次回の定例会】

→以下の日程で実施する。

日時：令和5年1月17日（火） 午後7時～

場所：田辺市民総合センター 1F 機能訓練室

内容： 未定